

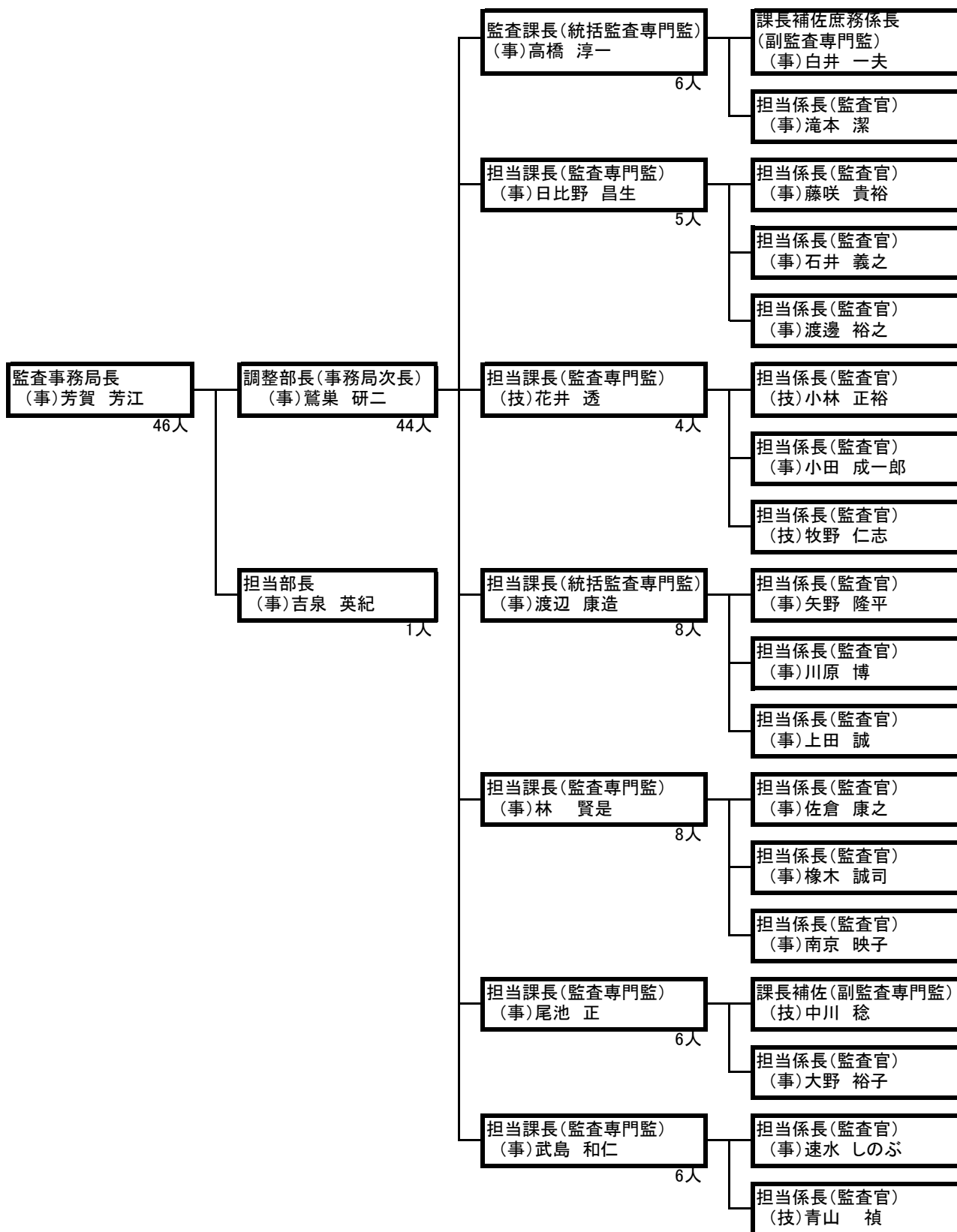
機 構 及 び 事 務 分 掌

(平成21年6月3日)

監 査 事 務 局

監査事務局機構図

(平成21年6月3日現在)



監査事務局事務分掌

調整部

監査課

- (1) 監査方針、監査計画及び実施計画に関すること。
- (2) 事務局の人事、文書、予算及び決算その他庶務に関すること。
- (3) 監査委員に関すること。
- (4) 事務局の危機管理に関すること。
- (5) 定期監査（事務・工事関係）に関すること。
- (6) 決算審査及び基金運用状況審査に関すること。
- (7) 健全化判断比率等の審査に関すること。
- (8) 現金出納検査に関すること。
- (9) 行政監査・行政評価に関すること。
- (10) 住民請求監査に関すること。
- (11) 財政援助団体等監査に関すること。
- (12) 金融機関の公金出納監査に関すること。
- (13) 外部監査に関すること。
- (14) その他地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める監査委員の職務に属すること。

平成21年度

予 算 説 明 書

監 査 事 務 局

目 次

平成21年度一般会計歳入予算説明	ページ 1
平成21年度一般会計歳出予算説明	2

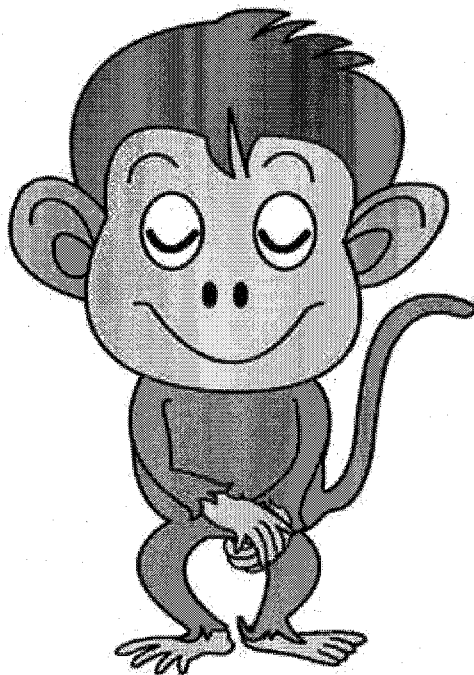
平成 21 年度 一般会計歳入予算説明

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	説 明	説明書 対照頁
	千円	千円	千円		
22 款 諸 収 入	41	26	15		75
5 項 雑 入	41	26	15		80
14 目 雑入	41	26	15		87
(2) 社会保険料納付金	31	16	15	嘱託員の社会保険料納付金	87
(3) その他	10	10	0	包括外部監査報告書販売収入	87
歳 入 合 計	41	26	15		

平成 21 年度 一般会計歳出予算説明

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増△減	説 明	説明書 対照頁
2 款 総 務 費	千円 561,249	千円 584,649	千円 △23,400	監査委員の職務執行及び監査事務局の運営に要する経費並びに外部監査に要する経費	97
6 項 監 査 費	561,249	584,649	△23,400		111
1 目 監査委員費	541,149	557,799	△16,650	報酬・給料 520,889千円 (監査委員及び職員分) 運営費 20,260千円	111
2 目 外部監査費	20,100	26,850	△6,750	包括外部監査経費 20,100 千円	113
歳 出 合 計	561,249	584,649	△23,400		

平成21年度 監査事務局 運営方針



監査事務局マスコット「カンサル」

市政の一層の信頼性向上を図ります。

平成21年5月

監査の目指す基本目標

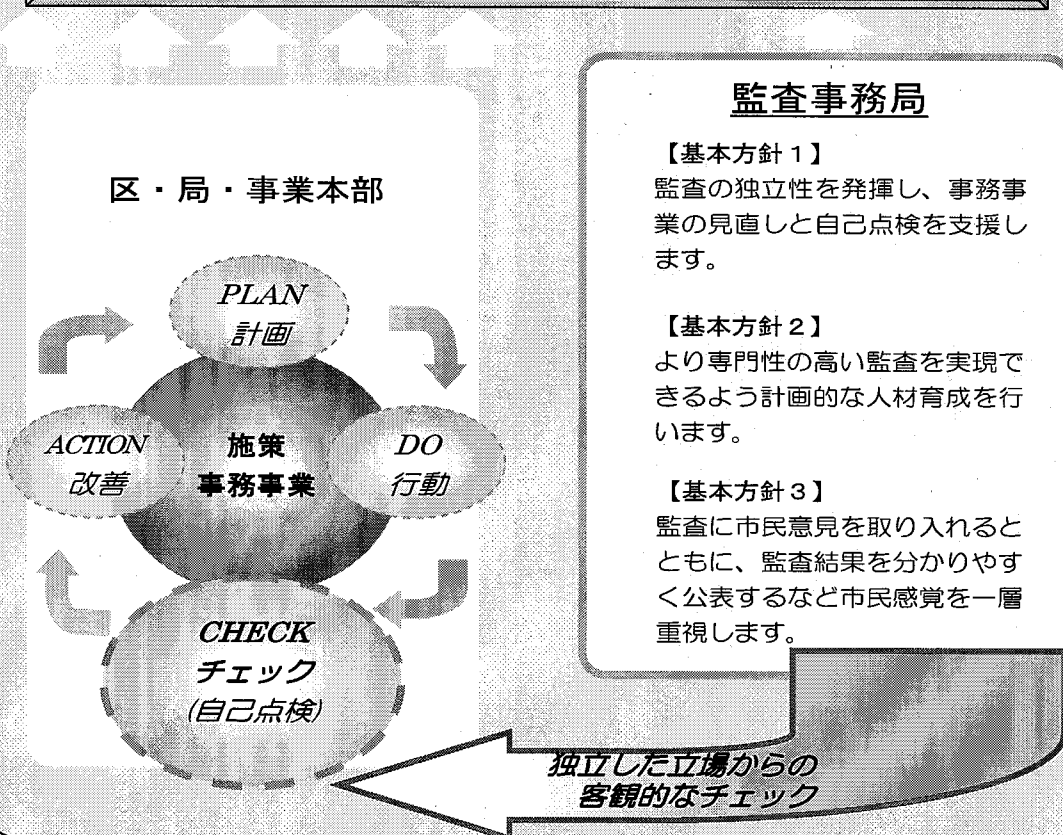
市長部局等から独立した機関として、合規性、正確性を基本にしつつ、併せて、経済性、効率性、有効性（3E）の観点も踏まえて、各区局等の事務事業についての的確な監査を行います。

実施に際しては、市民感覚を重視するとともに、監査結果が事務事業の改善・向上に有効に活用されるよう、PDCAの好循環を支援し、市政の一層の信頼性向上を図ります。

<概念図>

市政の一層の信頼性向上

住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果



3つの基本方針

方針1

監査の独立性を発揮し、事務事業の見直しと自己点検を支援します。

I 事業の徹底した見直しを支援します。

従来、行政監査（評価）については中期計画の事業を対象としていましたが、今後、さらに厳しい財政状況が見込まれる中、市長部局等が行う事業の抜本的見直しが必要です。

そこで、今年度の行政監査（評価）では、中期計画にかかわらず、最近3年以上見直しが行われていない事業を対象として、一次評価ですべての対象事業を個々にチェックし、事業分析的手法（※1）を活用した二次評価で、事業の廃止や見直しの必要性を検証します。

（※1）事業分析的手法とは

行政評価の視点である経済性、効率性や有効性などの分析において、客観性の高い数値データを基礎とした他都市との比較等を行うことにより、事業の重大な課題を深く掘り下げ、その原因を明らかにする分析手法のことです。

II 監査からの指摘等を活用した、区局等の自己点検を促進します。

監査結果を周知する監査事例集「チェック DE 改革」による周知の見直しや、コンプライアンス推進室との業務連携による指摘事項の趣旨の周知徹底など監査結果が広まって改善が進むよう市長部局等への働きかけを改善します。

また、自己点検（※2）が優れている事例の紹介など、改善を促進する仕組みをつくってまいります。

（※2）自己点検とは

組織内において、業務を適切に進めるための決まりごとを設け、組織の中の職員がそれに基づいて業務を行っていくプロセスのことです。

最近では、民間企業等では、「内部統制」と呼ばれ、一般的になってきています。

**より専門性の高い監査を実現できるよう
計画的な人材育成を行います。****I 局研修企画委員会の意見等を受け、研修内容を充実します。**

局研修の実施については、局の研修企画委員会を開催し、学識経験者のアドバイスを受け内容の充実等を図ります。

II 外部機関等との交流を行います。

会計検査院への派遣や自治大学への短期研修派遣を行います。また、派遣職員の報告会等を適宜実施します。

III 研修を拡充し人材育成を図ります。

簿記研修を奨励し、会計基礎知識の習得を進めます。このほかに法律知識、市政の動向等の研修を充実し、監査の独立性を発揮しつつ、納得性の高い説明ができる職員を育成します。

IV 市長部局等の研修に講師として派遣できる職員など人材を育成します。

市長部局等において開催される研修に講師として派遣できる職員など、内部講師ができる職員の人材育成を行います。

求められる職員像（「監査事務局人材育成ビジョン」抜粋）

- 1 公平・公正な立場から物事を見ることができる職員
- 2 市政の動向や社会の変化などを踏まえて、全体的な視点から監査できる職員
- 3 事業内容等を迅速・的確に把握し、課題や問題点について、事実や根拠に基づき説得力を持って主張できる職員
- 4 対象区局等と協力しながら、監査を通じた業務改善等の実現に取り組むことができる職員

監査に市民意見を取り入れるとともに、監査結果を分かりやすく公表するなど市民感覚を一層重視します。

I 「市民の目」監査において、より幅広い市民意見を募ります。

平成19年度から実施した「市民の目」監査(※3)について、平成21年度は、市民意見を幅広く募集する工夫を行い、市民の視点に立った監査を実施します。

また、いただいたご意見等を反映した結果については、市民の皆様が誰でも閲覧等できるようにしていきます。

(※3)「市民の目」監査とは

市民の日常生活に関連のあるテーマや関心が高いテーマを選定し、市民意見を参考にしながら市民の目線に立って実施する行政監査です。

II 見やすく分かりやすい監査結果とするために工夫していきます。

定期監査結果や財政の健全化判断比率等審査(※4)などにおける事業の説明など専門的になりがちな報告を、簡潔明瞭な文章とし、表やグラフ等を活用するとともに、他都市比較、改善による影響額等のデータを充実し、また、必要に応じて解説を入れるなど、市民の皆様に見やすく分かりやすくしていきます。

(※4)健全化判断比率等審査とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率及び公営企業に関する「資金不足比率」について、数値が基準に照らして適正かつ正確であるかどうかなどを中心に審査するものです。

平成21年度の重点推進施策

項目	課題・背景	目標 (数値目標・達成期限)	具体的取組事項 (取組方法・プロセス)
	事業の 徹底した見直しの支援	平成18年度から行政監査として主に中期計画を対象に行政評価を実施してきましたが、まだ見直しが行われていない事務事業が多く存在します。厳しい財政状況下、さらに徹底した再評価による見直しが必要とされています。 (参考)3年以上見直しが行われていない事業約350事業	最近3年以上見直しが行われていない事業(約350事業)について評価を行います。 9月までに平成22年度予算に反映可能な評価結果(指摘事項等)を出すとともに、客観的かつわかりやすい監査結果報告書を作成します。
監査からの指摘等を活用した、区局等の自己点検の促進	監査結果を広く組織として共有し、「他山の石」として内部統制に生かせるようフィードバックに努めています。が、いまだに基本的事項が守られていないことによる指摘や同じような指摘が繰り返されている現状があります。 監査結果の措置率は向上してきましたが、まだ組織全体として、内部統制に監査結果を積極的に生かす機運となっていないようです。	定期的に行っている監査事例集「チェックDE改革」を改善し発行(年6回以上)します。 内部統制が優れている事例の紹介などを通じて、改善を促進するポジティブな仕組みをつくります(通年)。 コンプライアンス推進室との業務連携した内部統制の強化に向けた支援を行います。	「チェックDE改革」を区局が自己チェック等により一層活用しやすいようなものにリニューアルし、発行します。また、コンプライアンス推進室との業務連携により指摘事項等の周知徹底を行います(随時)。 監査等において内部統制のよい良好な事例を把握し、事例に応じた方法で市長部局等に周知します(通年)。
市民に身近な監査	市政の信頼性の確保に向けた監査の役割について、広く市民に知ってもらう必要があります。そのためには、市民の関心の高いテーマを監査対象とするなど、さらに、市民に身近な監査となることが求められています。 定期監査や財政の健全化判断比率等審査など報告書の内容をさらに市民にわかりやすいものにしていく必要があります。	「市民の目」監査を行い、市民の声にこたえる監査を平成22年3月までに実施します。 また、定期監査報告や本年度本格実施する財政の健全化比率等審査等に図表、グラフ、他都市との比較などのデータ等を充実し市民に、わかりやすいものとなりますようにします。(各報告書等提出時)	「市民の目」監査ではアンケートなどによる市民参加により市民の視点を生かした監査を実施します。また、その結果については市民の方々が誰でも閲覧できるようにしていきます。 定期監査報告書や財政の健全化比率等審査意見書などにおいて図表、グラフ、他都市比較、改善による影響額等を充実し監査の結果をわかりやすくします。
監査の機能強化を図った組織運営	行政監査(評価)のように中長期的な視点を踏まえた監査の実施や、財政の健全化判断比率等審査の本格実施など、監査の内容が高度化しており、さらには監査対象団体数の増加や特定非営利法人や共同事業体等監査対象団体の法人格の多様化が見られます。 的確な監査の実施に向けて、これらに対応するため専門的能力を高めるべく人材の育成を推進して監査機能を高めていくことが求められています。	局研修企画委員会において学識経験者のアドバイス等をいただき研修を充実していきます。会計知識研修に加えて法律知識、市政の動向等研修等を充実します(通年)。 また、会計検査院への派遣等外部との交流を行います。	局研修企画委員会を開催し、学識経験者からのアドバイスを受けて、研修内容等を改善します。 簿記研修(3級、2級の一部)を実施します(5月)。また、内部講師を活用した研修を行います(随時)。各局経理等担当者を対象とした全体研修を局2、3年目の係長により実施(3月)。延べ60回実施し、監査技術の向上を目指します。 また、会計検査院への派遣等外部との交流を行います(通年)。